

政令第 号

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成十八年十月一日とする。

## 理由

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律のうち大気汚染防止法の一部改正及び建築基準法の一部改正に係る規定の施行期日を定める必要があるからである。